

堺市人事行政の運営等の状況

令和元年12月

堺市

～ 目 次 ～

I 任免及び職員数に関する情報	1
1 任免	
(1) 採用の状況	
(2) 退職の状況	
(3) 役職者数・役職者比率	
(4) 障害者雇用率	
2 職員数の状況	
(1) 職員数	
(2) 部門別職員数	
II 人事評価の状況	4
1 人事評価制度	
2 評価結果	
(1) 前期人事評価	
(2) 後期人事評価	
3 教職員の人事評価	
III 給与の状況	7
1 給与の状況給与決定のしくみ	
2 ラスパイレス指数の状況	
3 給与制度等見直し項目	
4 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況	
(1) 一般行政職	
(2) 現業職	
5 職員の初任給の状況	
6 職員の手当の状況	
(1) 期末手当・勤勉手当	
(2) 退職手当	
(3) 地域手当	
(4) 特殊勤務手当	
(5) 時間外勤務手当	
(6) その他の手当	
7 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
8 市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況	
9 市長・副市長の給与減額措置及び退職手当の特例措置状況	

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況	25
1 勤務時間の状況		
2 年次有給休暇の取得状況		
3 その他の休暇の状況		
4 介護休暇の取得状況		
V 職員の休業の状況	26
1 育児休業の取得状況		
2 配偶者同行休業の取得状況		
VI 職員の分限及び懲戒処分の状況	26
1 分限		
2 懲戒		
VII 服務	27
VIII 職員の退職管理	28
1 再就職者による現職職員への働きかけの規制		
2 再就職状況等の報告		
(1) 離職時の報告		
(2) 離職後2年間における報告		
IX 職員の研修	29
1 堺市が実施する研修		
(1) 職場研修		
(2) 業務主管研修		
(3) 職員能力開発センター研修		
(4) その他		
2 消防局が実施する研修		
(1) 学校研修		
(2) 委託研修		
(3) 一般研修		
3 教職員の研修		

X 福祉及び利益の保護 38

1 健康管理事業等

- (1) 健康診断の実施
- (2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等
- (3) メンタルヘルス対策の実施
- (4) 教職員の健康管理

2 公務災害認定件数

3 福利厚生事業

- (1) 大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について
- (2) 堺市職員厚生会等について

XI 人事委員会報告 44

1 職員の競争試験及び選考の状況

- (1) 採用試験
- (2) 採用選考
- (3) 昇任選考

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

- (1) 報告・勧告日
- (2) 本市職員と民間従業員との給与比較
- (3) 給与の改定等
- (4) その他の事項
- (5) 民間給与特別調査等

3 公平審査等

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

「堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）」第6条の規定に基づき、平成30年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

I 任免及び職員数に関する情報

1 任免

(1) 採用の状況

平成30年度中に採用した職員数は、次のとおりです。

職種	人数（人）	内訳	
		男性（人）	女性（人）
事務	67	33	34
社会福祉	9	2	7
司書	3	0	3
精神保健福祉士	1	1	0
土木	20	16	4
建築	6	3	3
機械	5	5	0
電気	2	2	0
化学	3	2	1
保育教諭	8	0	8
学芸員	1	1	0
医師	1	1	0
薬剤師	1	0	1
歯科衛生士	1	0	1
管理栄養士	4	0	4
保健師	5	1	4
消防吏員	39	36	3
教員	177	68	109
学校事務職員	4	3	1
合計	357	174	183

(注) 1 任期付職員、再任用職員、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除きます。

2 選考による採用を含みます。

(2) 退職の状況

平成30年度中に退職した職員数は、次のとおりです。

区分	退職者数（人）
定年退職	252
その他	137
合計	389

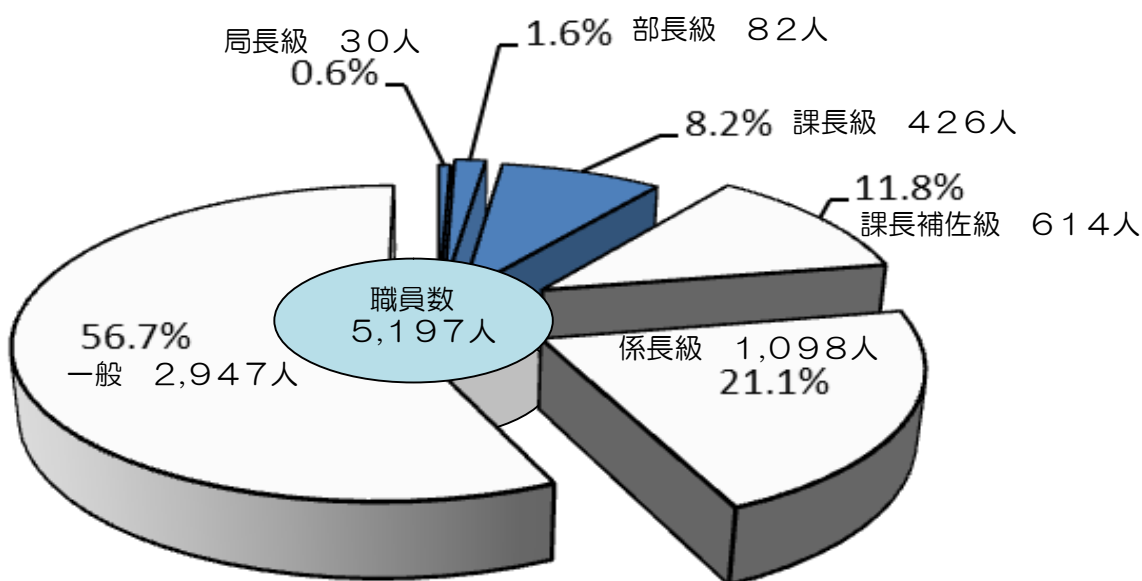
(3) 役職者数・役職者比率

平成31年度における役職者の人数及びその比率は、次のとおりです。

平成31年4月1日現在

	人数(人)	内 訳	
		男性(人)	女性(人)
局長級	30	29	1
部長級	82	77	5
課長級	426	360	66
課長補佐級	614	490	124
係長級	1,098	768	330
一般	2,947	1,775	1,172
合計	5,197	3,499	1,698

(注) 教職員を除きます。



(注) グラフ中の網掛け部分は、管理職員を示します。

平成31年度における教職員の役職者の人数は、次のとおりです。

平成31年4月1日現在

	人数(人)	内 訳	
		男性(人)	女性(人)
校長・准校長	137	113	24
園長・教頭・副校長 准園長・経営企画室長	156	111	45
主幹教諭・指導教諭	188	114	74
係長級	40	11	29
その他	3,941	1,622	2,319
合計	4,462	1,971	2,491

(4) 障害者雇用率（各年度6月1日現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市長事務部局	2.55	2.58	2.71
法定雇用率	2.30	2.50	2.50
上下水道局	2.71	3.09	2.66
法定雇用率	2.30	2.50	2.50
教育委員会	2.48	2.47	2.41
法定雇用率	2.20	2.40	2.40

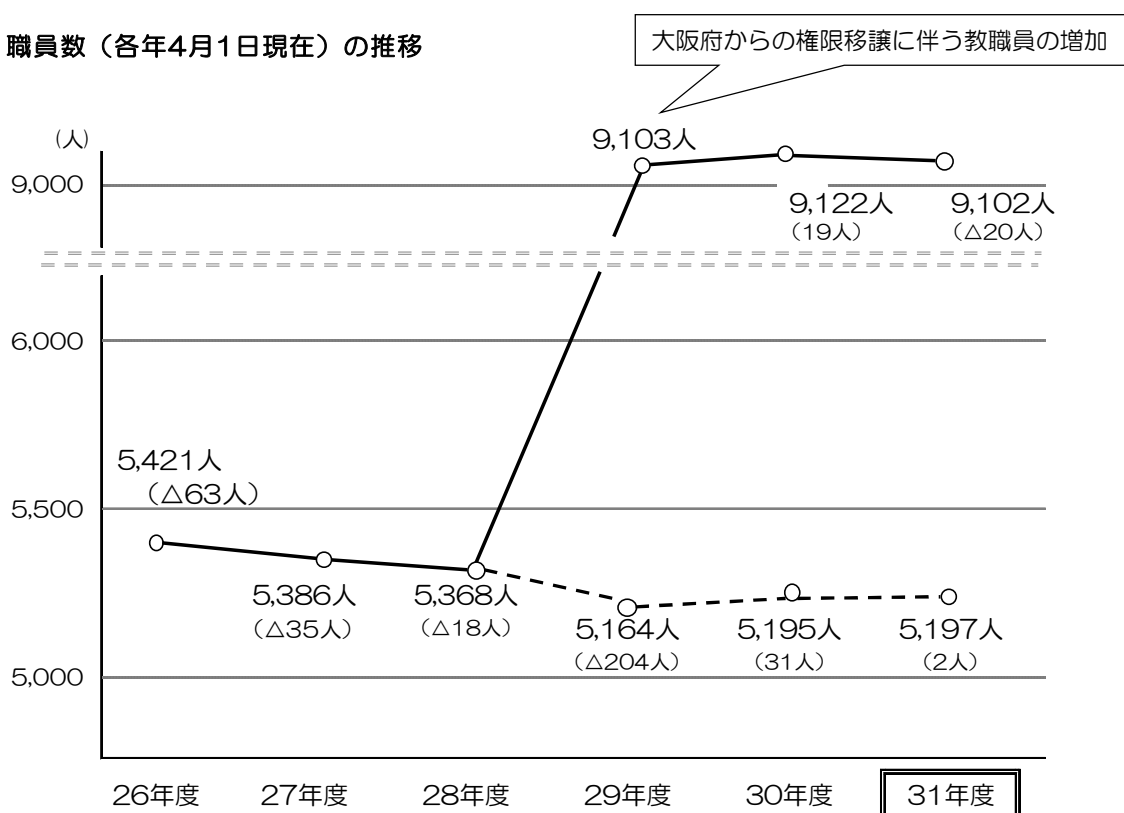
2 職員数の状況

(1)職員数

平成31年4月の職員数は9,102人で、前年度より20人の減少となりました。
 内訳としては、こども園の民営化などを進める一方、児童虐待対策の体制強化、プレミアム付き商品券事業への対応や、学校教育充実に向けた取組みを推進するために関連部署に増員を図るなど、人員を適材適所に配置しました。
 今後も、将来にわたって発展を続けるまちづくりのため、市民から信頼される職員を育成し、効率的な行政運営を行います。

■ 職員数（各年度4月1日現在）の推移

■ 職員数（各年4月1日現在）の推移



※ 常勤の教育長（1人）を除きます。
 ※ ()内の数字は対前年度比較値

(2)部門別職員数

職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	
		平成30年度	平成31年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	29	1
		総務	758	760	2
		税務	238	237	▲1
		労働	8	8	—
		農林水産	41	40	▲1
		商工	64	68	4
		土木	610	607	▲3
		民生	1,038	1,044	6
		衛生	605	608	3
		計	3,390	3,401	11
	教育部門	4,414	4,441	27	
	消防部門	910	915	5	
	小 計	8,714	8,757	43	
会計部門 公営企業等	水道	227	229	2	
	下水道	226	224	▲2	
	その他	154	155	1	
	小 計	607	608	1	
合 計		9,321 [9,974]	9,365 [9,974]	44	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

2 []内は、条例定数の合計値です。

II 人事評価の状況

本市では、職員の資質を向上させ、能力を最大限に引き出す制度として、人事評価制度を平成19年度に構築し、以降、試行実施を重ね、平成22年度から管理職員を対象に本格実施しています。

また、平成24年度に制定した「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」において人事評価について規定し、平成25年度から管理職員以外の職員も対象に本格実施しています。

なお、教職員の人事評価については、別の制度で運用しています。

1 人事評価制度

【目的】

人材の育成を主たる目的としており、評価を通じて、実現すべき役割、発揮すべき能力、達成すべき目標を明確化することにより、職員の意識や行動の変革を促します。

【体系】

人事評価は「能力評価」と「業績評価」で構成しています。

●能力評価

評価期間内における、職位に応じた「実現すべき役割」と、職務遂行上の過程で「発揮すべき能力」を具体的な行動や事実に基づいて評価します。

●業績評価

管理監督者（係長級以上の職員）については「目標による管理」の手法による評価を行い、一般職員については「担当業務の遂行度」を評価します。

個人目標や担当業務は、組織目標と連鎖するものとします。

2 評価結果

(1) 平成30年度前期人事評価

・評価期間

平成30年4月1日～平成30年9月30日

・評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員（技監、国・府等からの派遣職員等）を除く。

・評価対象人数

	管理職	非管理職	計
正規職員	519人	4,506人	5,025人
再任用職員	50人	561人	611人
任期付職員	1人	146人	147人
計	570人	5,213人	5,783人

(管理職は局長級～課長級の職員)

・最終評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
	90～ 100点	89～ 80点	79～ 60点	59～ 40点	39～ 0点
管理職	0人	58人	458人	52人	2人
非管理職	2人	394人	4,671人	141人	5人
計	2人	452人	5,129人	193人	7人

※ 総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

(2) 平成30年度後期人事評価

・評価期間

平成30年10月1日～平成31年3月31日

・評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員（技監、国・府等からの派遣職員等）を除く。

・評価対象人数

	管理職	非管理職	計
正規職員	519人	4,491人	5,010人
再任用職員	50人	560人	610人
任期付職員	1人	145人	146人
計	570人	5,196人	5,766人

（管理職は局長級～課長級の職員）

・ 最終評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
	90～100点	89～80点	79～60点	59～40点	39～0点
管理職	0人	50人	463人	57人	0人
非管理職	0人	380人	4,668人	142人	6人
計	0人	430人	5,131人	199人	6人

※ 総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

3 教職員の人事評価

教職員の人事評価は、平成28年度まで大阪府の人事評価制度により実施していましたが、権限移譲により、教職員をその能力と業績の両面からより一層適正に評価し、人材の育成を図るため、本市独自の新たな人事評価制度（「教職員人事評価」）を構築し、平成29年度から運用を開始しました。

（1）教職員人事評価制度

【目的】

これまでの人材育成の取組を基に、さらなる教職員の専門性・能力の向上につながるより適正な評価をめざします。

教職員一人ひとりが、その経験と能力に応じて適切な目標を設定して実践的に取り組み、校園長が、その取組を日常的・継続的に把握・助言することにより、適正な評価と人材の育成を図ります。そして、これら日常の取組を通して、学校園の教育活動をはじめとする様々な活動の充実と組織の活性化を図ります。

【体系】

人事評価は「業績評価」と「能力評価」で構成しています。

● 「業績評価」

評価期間内における、被評価者が掲げた目標の達成状況をその遂行過程を含めて評価します。

● 「能力評価」

評価期間内における、職務遂行の過程で果たした役割及び発揮した能力を評価します。

(2) 評価結果

ア 評価期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

イ 評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市教職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員を除く。

(3) 評価対象人数

	管理職	管理職以外の教職員	計
対象者数	295人	3,403人	3,698人

(管理職は、校園長、准校長、副校長、教頭、准園長、経営企画室長)

(4) 評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
管理職	0人	15人	239人	38人	3人
管理職以外	27人	206人	3,076人	82人	12人
計	27人	221人	3,315人	120人	15人

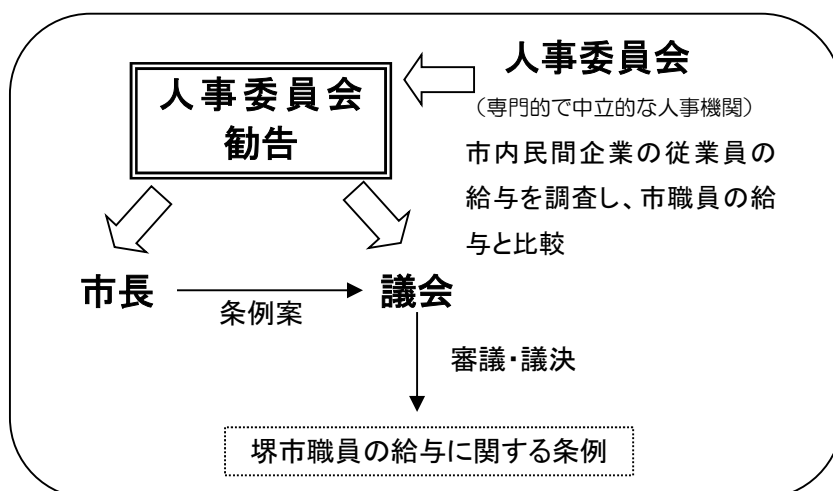
※総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

III 給与の状況

1 給与の状況給与決定のしくみ

市職員の給与は、市人事委員会が行う勧告を受け、市長が条例案を議会へ提出し、議決を経て定められます。

以下金額については、全て各種控除前のものを記載しています。



2 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	平成29年度	平成30年度
本市	99.7	100.0
政令指定都市平均	99.9	100.3

（注） ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。この数値が100より低いと給与水準が国家公務員より低いことになります。

3 給与制度等見直し項目

実施年度	見直しの内容
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の見直し（1級1役職へ見直し） ○ 給料表の引上げ改定（0.36%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 市内の賃貸物件に居住する職員に係る住居手当を引き上げ ○ 管理職手当の引上げ改定（再任用職員を除く）など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与制度の総合的見直しの 給料表の引下げ改定 平均1.5% 最大3% ○ 地域手当の引上げ改定（特別区勤務、医師・歯科医師のみ） ○ 退職手当の調整額の引き上げ ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 再任用職員の管理職手当の引上げ改定
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の引上げ改定（0.14%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.1月 再任用 +0.05月 ○ 扶養手当の改定 <ul style="list-style-type: none"> 子・引き上げ 配偶者・引き下げ ○ 55歳を超える職員の昇給の停止 平成31年4月（給与制度の総合的見直しの経過措置終了後）～ ○ 昇格時号給対応表の改定 国に準じた昇格メリットの縮減 ○ 退職手当の支給率の引き下げ
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の引上げ改定（0.16%） ○ 期末勤勉手当の引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般職 +0.05月 再任用 +0.05月 ○ 退職手当の支給率の引き下げ（国に準じた調整率の引き下げ）

4 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況（平成31年4月1日現在）

(1)一般行政職（普通会計）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.0歳	321,188円 昨年比90円	381,022円 昨年比▲52円

(2)現業職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
53.5歳	322,881円 昨年比▲614円	368,811円 昨年比▲1,476円

(注) 1「平均給料月額」とは、基本給の平均

2「平均給与月額」とは、上記平均給料月額に、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の額を合計したもの

5 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

	市の初任給	※民間の初任給平均
大学卒	201,850円	211,769円
高校卒	169,840円	169,615円

(注) 地域手当に相当する額を含みます。

※ 人事委員会実施「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」によります。

6 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当（普通会計）

堺市	国
支給実績（平成30年度決算） 15,048,752千円	—
職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算） 1,521,000円	—
[平成30年度支給割合] ・期末手当：2.60月分（1.45月分） ・勤勉手当：1.85月分（0.90月分） ・合計：4.45月分（2.35月分）	[平成30年度支給割合] ・期末手当：2.60月分（1.45月分） ・勤勉手当：1.85月分（0.90月分） ・合計：4.45月分（2.35月分）
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内の月数は、再任用職員に係る支給割合

2 [加算措置の状況]は、平成31年4月1日現在

(2)退職手当（普通会計）

堺 市			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	最高限度額	44.7795月分	47.709月分
その他加算措置 病気特別退職時（2%加算） 1人当たり平均支給額：（平成30年度実績） 3,786千円（自己都合） 23,692千円（勸奨） 22,433千円（定年）			その他加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算） 1人当たり平均支給額：（平成29年度実績） 3,410千円（自己都合） 27,080千円（応募退職） 21,085千円（定年）		

- (注) 1 当市の退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された事由別の平均額
- 2 国の支給実績は、内閣官房「退職手当の支給状況（平成29年度退職者）」による。
- 3 支給割合については、平成31年4月1日現在

(3)地域手当（普通会計）

支給実績（平成30年度決算）		3,737,448千円	
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		374,982円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
本市（医師を除く）	10%	9,930人	10%
本市（医師）	16%	12人	16%
東京都特別区（東京事務所ほか）	20%	6人	20%

(注) 支給率、支給対象職員数については、平成31年4月1日現在の数値

(4)特殊勤務手当（普通会計）

支給実績（平成30年度決算）	356,352千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	159,513円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	22%
手当の種類（手当数）	17種

(注) 手当の種類については、平成31年4月1日現在

(5)時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（平成30年度決算）	1,419,380千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	293,563円

※一人当たりの算出は、管理職等の時間外勤務手当の支給がない職員を除いて算出

(6)その他の手当（平成31年4月1日現在）

種別	内容及び支給単価		国の制度
扶養手当	配偶者		6,500円
	扶養親族 その他の	子1人につき	10,000円
		孫・父母等1人につき	6,500円
		満16歳から22歳の加算	5,000円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合には、月額3,000円を加算。)		居住場所による加算制度はなし。
通勤手当	徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km以上であるとき 1.交通機関等の利用者 最長定期券価額を6ヶ月毎に支給 (月額55,000円限度) 2.自動車等の使用者 距離に応じて支給(2,000円～31,600円) (自転車の使用者のうち、片道の使用距離が2km以上15km未満の職員については、月額1,000円(堺市内に居住する場合は、月額2,000円)を加算。) 3.徒歩通勤者 支給なし		1、3は同じ 2は2,000円～31,600円を支給(自転車使用者の加算制度はなし。)
管理職手当	・局長 111,000円 ・部長 91,000円 ・課長 70,000円 ・総括指導主事 60,000円	・理事 100,000円 ・部理事 83,000円 ・参事 64,000円	官職に応じて定額(46,300円～139,300円)を支給

(注) その他、休日勤務手当や宿日直手当などの支給があります。

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成31年4月1日現在）
 （短時間勤務職員等が含まれているため、他の項目の職員数とは合致しません）

行政職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な 業務を行 う職務	210	5.8	-	210	1,903	52.7	係員 級
				計	210			
2級	高度な知 識又は経 験を必要 とする業 務を行う 職務	1,023	28.3	-	1,011			
				研究員 指導員	1 11			
				計	1,023			
3級	副主査	670	18.6	副主査	656			
				副主任研究員 主任指導員	8 6			
				計	670			
4級	係長又は 主査	836	23.2	係長	375	836	23.2	係長 級
				主査 主任研究員 図書館分館長 管理主事 指導主事	412 4 4 6 35			
				計	836			
5級	課長補佐 又は主幹	464	12.9	課長補佐	179	464	12.9	課長 補佐 級
				主幹 所長代理 館長代理 場長代理 総括研究員 主任管理主事 主任指導主事	228 16 8 2 2 10 19			
				計	464			

6級	副理事、 課長又は 参事	312	8.7	課長	188	312	8.7	課長 級
				参事	66			
				副理事	4			
				所長(7 級に分類され る所長を除く)	21			
				所次長	13			
				室長(8・7 級に分類さ れる室長を除く)	6			
				室次長	3			
				局次長(7 級に分類さ れる局次長を 除く)	3			
				館長	6			
				場長	2			
				計	312			
7級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事	66	1.8	部長	43	66	1.8	部長 級
				副区長	6			
				部理事	8			
				所長(6 級に分類され る所長を除く)	3			
				室長(8・7 級に分類さ れる室長を除く)	4			
				局次長(6 級に分類さ れる局次長を除く)	1			
				館長	1			
				計	66			
8級	監、局長、 区長又は 理事	25	0.7	局長	11	25	0.7	局長 級
				区長	7			
				監	3			
				理事	2			
				市長公室長	1			
				教育次長	1			
				計	25			

医療職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医師 又は 歯科 医師 2 係長 又は 主査	0	0.0		0	0	0.0	係長 級
				計	0			
2級	課長補佐 又は主幹	0	0.0	主幹	0	0	0.0	課長 補佐 級
				計	0			
3級	副理事、 課長、参 事又は医 長	11	91.7	参事	2	11	91.7	課長 級
				医長	2			
	副理事	2						
	所長(4級に分類される 所長を除く)	5						
	計	11						
4級	部長又は 部理事	1	8.3	所長(3級に分類される 所長を除く)	1	1	8.3	部長 級
				計	1			
5級	局長又は 理事	0	0.0		0	0	0.0	局長 級
				計	0			

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	99	11.0	消防士	99	629	69.1	係員級
				計	99			
2級	消防士長の職務	265	29.1	消防士長(3級に分類される消防士長を除く)	265			
				計	265			
3級	消防司令補の職務	265	29.1	消防司令補	238			
				消防士長(2級に分類される消防士長を除く)	27			
計				265				
4級	係長又は主査の職務	146	16.0	係長	58	146	16.0	係長級
				主査	72			
				出張所長	16			
				計	146			
5級	課長補佐又は主幹の職務	72	7.9	課長補佐	31	72	7.9	課長補佐級
				主幹	36			
				分署長	2			
				副指令長	2			
				副所長	1			
				計	72			
6級	副理事、課長、署長、副署長又は参事の職務	56	6.1	課長	31	56	6.1	課長級
				署長(7級に分類される署長を除く)	5			
				副署長	8			
				参事	5			
				指令長	2			
				指揮隊長	2			
				指揮副隊長	2			
				所長	1			
				計	56			
7級	部長、部理事又は署長(部長級)の職務	6	0.7	部長	3	6	0.7	部長級
				署長(6級に分類される署長を除く)	3			
				計	6			
8級	消防局長又は消防局次長の職務	2	0.2	消防局長	1	2	0.2	局長級
				消防局次長	1			
				計	2			

保育職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保育士の 職務	133	43.7	-	133	240	78.9	係員級
				計	133			
2級	副主査の 職務	107	35.2	副主査	107			
				計	107			
3級	保育主 任、係長 又は主査 の職務	28	9.2	主任保育教諭	26	28	9.2	係長級
				主査	2			
				計	28			
4級	所長代 理、課長 補佐又は 主幹の職 務	20	6.6	園長(5級に分類される園 長を除く)	5	20	6.6	課長補 佐級
				副園長	15			
				計	20			
5級	副理事、 所長、課 長又は参 事の職務	16	5.3	園長(4級に分類される園 長を除く)	12	16	5.3	課長級
				幼保総括参事	1			
				参事	3			
				計	16			

再任用職員給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	知識又は経験を活用した業務を行う職務	304	65.8	-	304	304	65.8	係員級
				計	304			
2級	1 係長又は主査の職務 2 総合的又は困難な業務を行う職務	107	23.2	総括	107	107	23.2	係長級
				計	107			
3級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
4級	副理事、課長、参事、総括参事役又は参事役の職務	44	9.5	参事	1	44	9.5	課長級
				総括参事役	8			
				参事役	32			
				館長(5級に分類される館長を除く)	1			
				所長	2			
				計	44			
5級	会計管理者、部長、副区長又は部理事の職務	5	1.1	会計管理者	1	5	1.1	部長級
				副館長	1			
				事務局長(人事委員会事務局長を除く)	1			
				副区長	1			
				部理事	1			
				計	5			
6級	監、局長、区長又は理事の職務	2	0.4	人事委員会事務局長	1	2	0.4	局長級
				教育監	1			
				計	2			

特定任期付職員給料表

号給	従事する業務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	2	100.0	主幹	2
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
6号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
7号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0

高等学校等教育職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の講師(人事委員会規則で定めるものを除く。)、助教諭、養護助教諭又は実習助手(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	94	31.1	講師	91	94	31.1	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手
				実習助手	2			
				養護助教諭	1			
				計	94			
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)又は栄養教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	185	61.3	教諭	176	185	61.3	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習助手
				養護教諭	5			
				栄養教諭	3			
				総括実習助手	1			
				計	185			
3級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	11	3.6	主幹教諭	5	11	3.6	主幹教諭 指導教諭
				指導教諭	6			
				計	11			
4級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	8	2.6	副校長	1	8	2.6	教頭
				教頭	7			
				計	8			
5級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	4	1.3	校長	3	4	1.3	校長
				准校長	1			
				計	4			

行政給料表(学校に勤務する者に限る)

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務(2級に分類される主事又は技師の職務を除く。)	40	22.9	主事	35	134	76.6	係員級
				技師	5			
				計	40			
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	57	32.6	主事	55			
				技師	2			
				計	57			
3級	副主査の職務	37	21.1	副主査	37			
				計	37			
4級	主査の職務	40	22.9	主査	40	40	22.9	係長級
				計	40			
5級	高等学校の経営企画室の室長代理の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6級	高等学校の経営企画室の室長又は参事の職務	1	0.5	経営企画室長	1	1	0.5	課長級
				計	1			

再任用職員給料表(学校に勤務する者に限る)

職務の 級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	20	100	主事	20	20	100	係員級
				計	20			
2級	主査の職務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			

小学校・中学校教育職給料表

職務 の級	基準となる職 務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園、小学校 又は中学校の 講師(人事委員 会規則で定め るものを除 く。)、助教諭 又は養護助教 諭の職務	688	16.0	講師	661	688	16.0	講師 助教諭 養護助教諭
				養護助教諭	27			
				計	688			
2級	幼稚園、小学校 又は中学校の 教諭、養護教諭 (人事委員会規 則で定めるも のを除く。)又 は栄養教諭(人 事委員会規則 で定めるもの を除く。)の職 務	3146	73.3	教諭	2988	3146	73.3	教諭 養護教諭 栄養教諭
				養護教諭	120			
				栄養教諭	38			
				計	3146			
3級	幼稚園、小学校 又は中学校の 主幹教諭又は 指導教諭の職 務	177	4.1	主幹教諭	103	177	4.1	主幹教諭 指導教諭
				指導教諭	63			
				指導養護教諭	6			
				指導栄養教諭	5			
				計	177			
4級	1 幼稚園の 園長の職務 2 小学校又 は中学校の副 校長又は教頭 の職務	146	3.4	園長	8	146	3.4	園長 副校長 教頭
				准園長	1			
				副校長	1			
				教頭	136			
				計	146			
5級	小学校又は中 学校の校長の 職務	133	3.1	校長	133	133	3.1	校長
				計	133			

企業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な 業務を行 う職務	12	2.7	-	12	272	61.0	係 員 級
				計	12			
2級	高度な知 識又は経 験を必要 とする業 務を行う 職務	136	30.5	-	136	272	61.0	係 員 級
				計	136			
3級	副主査	124	27.8	副主査	124	272	61.0	係 員 級
				計	124			
4級	係長又は 主査	89	20.0	係長	37	89	20.0	係 長 級
				主査	52			
				計	89			
5級	課長補佐 又は主幹	55	12.3	課長補佐	11	55	12.3	課 長 補 佐 級
				主幹	42			
				所長代理	2			
				計	55			
6級	副理事、課 長又は参 事	25	5.6	課長	14	25	5.6	課 長 級
				参事	9			
				所長	2			
				計	25			
7級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事	4	0.9	部長	3	4	0.9	部 長 級
				室長	1			
				計	4			
8級	監、局長、 区長又は 理事	1	0.2	局次長	1	1	0.2	局 長 級
				計	1			

企業職給料表(再任用)

職務の 級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	67	84.8	-	67	67	84.8	係員級
				計	67			
2級	1 係長 又は主 査の職 務 2 総括 的又は 困難な 業務を 行う職 務	11	13.9	総括	11	11	13.9	係長級
				計	11			
3級	課長補佐 又は主幹 の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補 佐級
				計	0			
4級	副理事、 課長、参 事、総括 参事役又 は参事役 の職務	1	1.3	参事役	1	1	1.3	課長級
				計	1			
5級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事 の職務	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
6級	監、局長、 区長又は 理事の職 務	0	0.0		0	0	0.0	局長級
				計	0			

現業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能又は 経験を必 要とする 職務	0	0.0	-	0	0	0.0	係員級
				計	0			
2級	相当高度 の技能又 は経験を 必要とす る職務	1	1.4	-	1	1	1.4	
				計	1			
3級	副主査の 職務	49	66.2	副主査	49	49	66.2	
				計	49			
再任 用	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	24	32.4	-	24	24	32.4	
				計	24			

8 市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況（令和元年7月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	市 長	1,190,000円（※833,000円）
	副 市 長	990,000円（※841,500円）
報酬	議 長	950,000円
	副 議 長	850,000円
	議 員	780,000円
期末手当	市 長	（平成30年度支給割合） 4.40月分
	副 市 長	（加算率） 20%
期末手当	議 長	（平成30年度支給割合） 4.40月分
	副 議 員	（加算率） 20%

※（ ）内の額は、減額措置後の額で、実施期間は、「9 市長・副市長の給与減額措置状況（参考）」のとおり。

9 市長・副市長の給与減額措置状況（参考）

給与の減額措置 （令和元年7月 ～現市長の任期中）	市長	給料、地域手当及び期末手当について、30%減額
	副市長	給料、地域手当及び期末手当について、15%減額

（注） 議会議員の退職手当制度はありません。

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休憩時間、年次有給休暇などについては、「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）」で定められており、次のとおりです。

1 勤務時間の状況

平成31年4月1日における職員の勤務時間は、次のとおりです。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	9:00	17:30	12:00 ～12:45

（注） この勤務時間については、本庁勤務の職員の勤務時間であり、変則勤務職場や教職員については、別に定められています。

2 年次有給休暇の取得状況

職員の年次有給休暇は、1年度につき20日付与され、使用しなかった休暇については、翌年度に限り繰り越されます。

平成30年度における職員の年次有給休暇の平均取得日数は、14.2日です。

3 その他の休暇の状況

その他に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等に基づき認められている休暇には、公民権の公使のための休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、子の看護のための休暇などがあります。

4 介護休暇の取得状況

介護休暇とは、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護するために、任命権者の承認を得て、6か月の期間内において必要と認められる期間取得できる制度です。

平成30年度における介護休暇の取得者数は、8人です。

V 職員の休業の状況

職員の休業には、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）」に基づく育児休業、部分休業及び、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に基づく配偶者同行休業があります。

1 育児休業の取得状況

育児休業とは、任命権者の承認を得て、養育する子が3歳に達するまでの間、休業することができる制度です。

また、部分休業とは、育児休業と同じく、任命権者の承認を得て、養育する子が小学校就学に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度です。

平成30年度において、新たに育児休業を取得した職員数は248人で、新たに部分休業を取得した職員数は、47人です。

2 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業とは、任命権者の承認を得て、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合、休業することができる制度です。

配偶者同行休業は平成27年度より運用を開始しており、平成30年度に取得した職員数は1人です。

VI 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限

分限処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第28条に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職又は降給の不利益処分を行うことです。

平成30年度に行った分限処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
市長事務部局等	0	99	0	0	99
消防局	0	1	0	0	1
教育委員会	0	59	0	0	59
上下水道局	0	17	0	0	17
合計	0	176	0	0	176

2 懲戒

懲戒処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第29条に基づき公務員としてふさわしくない非違行為を行った職員の道義的責任を追究することで服務規律の維持を図るために、戒告、減給、停職又は免職の不利益処分を行うことです。

平成30年度に行った懲戒処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長事務部局等	0	1	2	1	4
消防局	1	2	0	1	4
教育委員会	0	0	3	2	5
上下水道局	0	0	0	0	0
合計	1	3	5	4	13

Ⅶ サービス

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべきサービスの根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守や上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

こうしたサービス規律を確保し、より一層のサービス規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。

VIII 職員の退職管理

本市では、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」「堺市退職者の再就職に係る状況の公表等に関する要綱」を設け、退職者の再就職に関する取扱いを定め、適切な退職管理の確保を図っています。

職員の退職管理の内容は次のとおりです。

1 再就職者による現職職員への働きかけの規制

市を退職後、営利企業等に再就職した元市職員は、本市と再就職した営利企業との間の契約や処分に関する事務について、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間に職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求、依頼することが規制されています。規制される働きかけの内容は次のとおりです。

規制の主体	規制される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間定めなし
管理職職員	離職前5年より前に管理職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

2 再就職状況等の報告

(1) 離職時の報告

職員が定年又は自己都合等により離職する場合には、「堺市退職者の再就職等に係る状況の公表等に関する要綱」に基づき、離職時に再就職先等の離職後の予定について市に報告する必要があります。

(2) 離職後2年間における報告

管理職（課長級以上）の職員については、離職後においても市に対して一定の影響力を有していると考えられるため、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例」に基づき、離職後2年間に再就職した場合は、その都度、市に再就職した旨の届出を行うことが義務付けられています。

また、職員の再就職に関する公正性及び透明性を確保し、退職管理の適正を確保するための措置として、これらの再就職状況を本市ホームページ等で公表しています。

平成30年度中に退職した管理職職員の再就職先の公表の概要は次のとおりです。

○平成30年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員除く）

職務の級 (退職時)	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
局長級	4人	2人	0人	0人	0人
部長級	9人	6人	0人	0人	0人
課長級	25人	5人	6人	2人	0人
計	38人	13人	6人	2人	0人

○平成30年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員）

職務の級 (退職時)	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
校長、准校長	24	0	3	1	0
園長、教頭、副校長	2	0	0	0	0
経営企画室長	0	0	0	0	0
計	26	0	3	1	0

IX 職員の研修

堺市職員の研修は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第39条の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために実施しています。

1 堺市が実施する研修

職員研修は、行政をとりまく環境の変化に対応し得る組織体制及び職場風土をつくるため、職務を遂行する上で必要な知識、技能等を習得し、その能力の向上を図ることにより、職員が地方自治の本旨を理解し、公務員としての使命及び責任を自覚するとともに、その行動を変容し、もって市民の付託に応える市政の推進に資することを目的として、「堺市職員研修規程（昭和58年庁達第1号）」に基づき実施しています。

平成30年度は以下のとおり実施しました。

(1) 職場研修

日常の業務を通じて、又は日常の業務に関連させ、業務の遂行に必要な知識、技能、態度等の習得を図る研修

(2) 業務主管研修

業務を主管する組織の長が、当該組織が主管する業務と同種の業務等を担当する他の組織に所属する職員を対象に、実務的かつ専門的な能力の習得と向上を図る研修

(3) 職員能力開発センター研修

- ・特別研修 — 職員に期待される役割に照らし合わせて、職場での行動を点検し、自らの意思による意識改革・行動改革を促す研修
- ・階層別研修 — 職員又は職務の階層別に、その階層に共通して必要とされる知識、技能等を習得させるために行う研修
- ・選択研修 — 広い視野及び高い識見を養成し、職務の遂行に必要な能力等を養成するために行う研修

(4) その他

- ・自己啓発支援 — 職務遂行能力の向上のために、勤務時間外に自主的に取り組む自己啓発を支援する事業
- ・外部派遣研修 — より高度な政策形成・マネジメント能力等を養成するため、外部機関が実施する研修へ派遣するもの

平成30年度 職員能力開発センター研修 実施状況

研 修 名		人数
特別研修	トップセミナー	132
	管理職セミナー（2回実施）	589
	防災研修会	606
	意識改革セミナー	260
階層別研修	公務員基礎研修Ⅰ	139
	公務員基礎研修Ⅰ（任期付職員対象）	21
	公務員基礎研修Ⅰ（後期）	137
	公務員基礎研修Ⅱ	197
	公務員基礎研修Ⅲ	260
	キャリア形成支援研修（29歳職員対象）	110
	キャリア形成支援研修（40歳職員対象）	106
	新任係長級研修	103
	新任課長補佐級研修	67
	新任課長級研修	37
	新任役職者セミナー・新規採用者合同セミナー	350
	再任用・再雇用職員研修	142
選択研修	選択研修（議会対応力向上 外17件）	545
	接遇研修（短期臨時職員対象）	166
研修サポート	ルーキートレーナー研修（前期・後期）	239
	さわやかサービス推進研修（CS向上運動）	258
	事務基礎講座	690
	e-learning（地方自治法、地方公務員法、ビジネスマナー）	304
	夜間講座（法律、市政理解等）	94
計		5,552

平成30年度 自己啓発支援 実施状況

<ul style="list-style-type: none"> • 職員通信教育奨励制度 人材開発課指定の通信講座を修了した職員に奨励金を交付 平成30年度適用人数 33人 • 自主研究グループ活動支援制度 自主研究グループに対する奨励金の交付、講師等の紹介、参考図書等の情報提供及び研修室の貸出 平成30年度適用グループ数 5グループ • 大学院修学支援制度 大学院で研究する職員で、一定の要件を満たした者に奨励金を交付 平成30年度適用人数 3人 • 職員資格取得等報奨制度 人材開発課指定の資格等を取得した職員に対し、奨励金を交付 平成30年度適用人数 38人
--

平成30年度 外部派遣研修 実施状況

研修機関	コース名	派遣人数
自治大学校	第1部課程(131期)外1件	2
全国市町村国際文化研修所	女性リーダーのためのマネジメント研修 外1件	2
公務人材開発協会	接遇研修指導者養成研修 外1件	6
部落解放・人権研究所	部落解放・人権大学講座(114期)外1件	3

2 消防局が実施する研修

地方公務員法第39条の規定に基づき、堺市職員研修規程に定める研修を実施。(職員能力開発センター研修は、任命権者間の協議に基づき、人材開発課において実施)

消防局が実施する研修は、消防職員に対し消防の使命及び責務を正しく自覚し、及び認識させるとともに、知識と技能の修得、体力の錬成と規律の保持及び人格の向上を図ることにより、能率的に職務を遂行し得る職員を養成することを目的として、「堺市消防職員研修規程」(平成25年消防長庁達第17号)に基づき実施している。

平成30年度に実施した研修は以下のとおり。

(1) 学校研修

職員を消防学校又は消防大学校に派遣して行う教育訓練

(2) 委託研修

職員を各分野の専門知識、技能の修得又は資格取得のために、他の地方公共団体その他の団体等に派遣して行う教育及び訓練

(3) 一般研修

所属長がその所属の職員に対して行う研修及び訓練並びに職務上管理監督の地位にある者が常時部下の統率指導を通じて行う研修及び訓練として、署課において消火、救助及び救急関係の訓練をはじめ、業務遂行上必要な知識及び技能の習得を図る研修。
また、全職員対象に警防研修会を実施。

平成30年度 学校研修・委託研修 実施状況（消防局）

		回数	延人数	
学校研修	消防大学校	幹部科	2	2
		警防科	1	1
		救助科	1	1
		危険物科	1	1
		指揮隊長コース	1	1
		女性消防吏員活躍推進コース	1	1
	府立消防学校	初任教育	2	35
		専科教育（救急科）	2	25
		専科教育（救助科）	2	11
		専科教育（警防科）	1	9
		専科教育（特殊災害科）	1	4
		専科教育（予防科防火査察）	1	4
		専科教育（予防科消防用設備）	1	3
		専科教育（予防科危険物）	1	3
		専科教育（火災調査科）	1	8
		幹部教育（初級幹部科）	1	6
		幹部教育（中級幹部科）	1	5
		幹部教育（上級幹部科）	1	3
		特別教育（はしご車技術講習）	2	5
		特別教育（実火災体験型訓練指導者研修）	3	3
特別教育（通信指令研修）	1	2		
特別教育（採用後3年目研修）	4	26		
委託研修	総務関係	市町村アカデミー研修	1	1
		衛生管理者受験講習	1	5
		安全管理研修会	1	10
		安全衛生推進者養成講習会	1	6
		消防職員安全衛生研修会	1	10
		消防職員のための惨事ストレスの理解と予防	1	2

警防関係	大型自動車運転免許取得講習	2	15
	玉掛け技能講習	1	4
	小型移動式クレーン運転技能講習	1	4
	海技免状更新講習（機関・航海）	5	6
	小型船舶操縦士免許講習	2	7
	安全運転管理者及び副安全運転管理者講習会	2	14
	整備管理者選任前研修	1	1
	緊急車両指導員養成研修	1	4
	機関員特別講習	1	20
	全国市有物件災害共済会講習会	3	14
	大阪府下消防長会消防活動事例発表会	1	38
	消火技術指導者研修（大阪市消防局）	1	1
	指揮研修（大阪市消防局）	2	2
	主任無線従事者養成課程	1	1
	第一級陸上特殊無線技士養成課程	1	2
	第三級陸上特殊無線技士養成課程	3	18
	指令業務研修（大阪市消防局）	2	2
救急関係	大阪市消防局高度専門教育訓練センター救急救命士養成課程	1	4
	救急救命東京研修所救急救命士研修課程	2	4
	救急救命士就業前教育	1	14
	気管挿管病院実習	1	7
	気管挿管（ビデオ喉頭鏡）病院実習	1	15
	気管挿管再教育病院実習	1	2
	救急救命士再教育病院実習	3	207
	指導救命士養成研修	1	4
	近畿救急医学研究会救急隊員部会	4	24
	全国救急隊員シンポジウム	1	6
	日本臨床救急医学会	1	1
	救急救命士ビデオ喉頭鏡講習	2	5
	処置拡大追加講習	3	25
委託研修 救助関係	原子力防災研修	1	9
	足場の組立て等作業主任者技能講習	1	2
	潜水技術研修（NSTC）「5日間コース」	1	2
	潜水土免許受験	2	6
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習	1	2
	ウインチ特別教育	1	2
	低圧電気取扱業務に係る特別教育講習	1	2
	大阪府毒物劇物取扱者試験	1	2
	全国消防救助シンポジウム	1	3
	NIRS放射線事故初動セミナー	1	1
	NBC災害等担当消防職員の教養研修	1	1

JDR技術訓練視察研修	1	1
流水救助（スイフト）研修	1	2
火災調査事例発表会・研究会・研修会	4	30
調査技術会議（大阪会場）	1	12
ガスクロマトグラフ操作講習会	3	2
予防技術検定	1	15
写真セミナー	1	1
消防用設備製造工場等視察研修	1	22
建築防火・防災講習会	1	2
予防技術講習会	1	10
消防用設備等の性能規定に関する技術講習会	1	10
特別研修会	1	6
減災報道研究会	1	1
広報基礎講座	1	1
デジタル広報講座	1	1
屋外タンク実務担当者講習会	1	5
高圧ガス保安法研修	1	1
高圧ガス保安法令セミナー	1	1
高圧ガス保安教育基礎講習	1	1
保安検査のポイントと事例紹介セミナー	1	1
火薬類取締法研修	1	1
LPガス保安研修	1	1
LPガスバルク供給のためのセミナー	1	1
LPガス保安に関する講習会	1	1
防爆セミナー	1	2
非破壊試験技術講習会	1	1
非破壊試験技術者資格試験	1	1
危険物施設安全推進講演会	1	6
危険物保安技術講習会	1	13
危険物事故事例セミナー	1	1
危険物事故防止セミナー	1	7
地下タンク等定期点検技術者講習	1	2
移動貯蔵タンク定期点検技術者講習	1	3
事故の教訓と保安管理技術セミナー	2	2

	科 目	延回数	延人数
一般 研 修	補職研修	1	68
	交通安全運転研修会	1	32
	登録指揮隊員研修	1	10
	警防ミニ講座「寺子屋堺」	2	135
	警防研修会	2	390
	消防協力事業所研修会	5	293
	火災調査基礎研修	2	16
	調査責任者研修	2	16
	火災調査専門研修	2	16
	火災調査実務研修	16	16
	南ブロック火災調査事例発表会	1	83
	予防業務基礎研修	9	247
	消防用設備等現地研修	1	10
	違反処理担当者会議	3	27
	南ブロック消防本部消防法令違反是正事例研究会	1	16
	集中講義	4	663
	救急救命技術研修会	2	482
	症例検討会	3	547
	特別救急隊勉強会	5	129
	職員意見発表会	1	197
管理職研修	1	63	
トレーニング講習（基礎編・上級編）	2	60	
所属内予防実務研修	2	16	
所属間実務研修（救急・警防・通信）	4	25	

3 教職員の研修

教職員の研修は、子ども一人ひとりの「生きる力」の育成に向け、各学校園の教育改善の推進と教育力向上を担う「情熱」「指導力」「人間力」を備えた教職員の育成のために、効果的かつ計画的に研修・研究を進めることを目的として、堺市教育センターで実施しています。平成30年度において実施した研修は、次のとおりです。

研究部門

教科等指導に関する専門的知識・技能の習得と実践的指導力の向上を図るとともに、学力向上プラン等に基づいたR-PDCAサイクルを取り入れた校内体制の充実に向けた研修を推進し、学力向上に向けた各学校園の取組支援などを通して学校の教育力向上を図る。

研修部門

基本研修・・・教職経験年数に応じて、教職員として職務を遂行するために必要な資質能力の向上を図る。

- 管理職研修・・・今日の社会や教育の動向及び本市における教育課題についての認識を深め、危機管理能力をはじめ学校管理運営に必要な資質能力の向上を図る。
- 総合研修・・・教育の今日的課題をとりあげ、意識改革と多様な問題に対応する資質能力の向上を図る。
- 特別研修・・・自己啓発を促し、教員としての資質能力の回復・向上を図るとともに、教育課題を創造的に解決しようとする教職員の研修や実践を支援する。

平成30年度 教育センター研修 実施状況

		研修名	延回数	延人数
研 究 部 門	がんばる学校園サポート		15	556
	コア・ティーチャー認定制度		8	112
	教育課題研究支援		14	127
	教職員教育研究講演会		28	3,439
	教職員教育研究事業		548	5,065
	教育課題研修		11	1,338
	課題対応研修		3	331
基 本 研 修	初任者・発展研修及び新規採用者研修	幼稚園新規採用教員研修	10	21
		初任者・発展研修(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)	180	3,227
		新規採用養護教諭研修	13	95
		新規採用栄養教諭研修	11	12
		新規採用学校事務職員研修	5	24
	経験者研修及び専門研修	中堅教諭等資質向上研修	51	972
		学校マネジメント研修	2	147
		研修主任研修	3	341
		拠点校指導教員・初任者指導教員研修	3	189
		新任保健主事研修	2	39
		学校事務職員研修	1	117
		高等学校教育研修	6	7
	幼児教育研修	3	29	
	管 理 職 研 修	管理職研修	校園長研修	2
教頭研修			2	217
新任校園長研修			2	29
新任教頭研修			2	40
学校給食衛生管理・食育研修			1	75
総 合 研 修	課題別研修	人権教育研修	5	1,329
		教科別研修<中学校チームビルド研修>(社会・理科・英語)	15	468
		教科別研修<小学校社会科>	3	18
		教職員基本研修	3	362
		日本語指導研修	3	56
		特別支援教育研修	3	272
		中学校武道・ダンス研修	5	83

修	教育相談研修	危機対応研修	1	106
		ピア・サポート概論研修	1	77
		教育相談事例研修①	1	115
		教育相談事例研修②	1	93
		ABA（応用行動分析）活用研修	1	117
		子ども理解研修	1	122
総合研修		学校教育相談研修	1	100
		心理尺度活用研修	1	105
		社会性と情動の学習（SEL）研修	1	95
		アンガーマネジメント研修	2	140
		関係機関連携研修	1	83
		教育相談実践研修	5	102
	健康・安全 教育研修	健康教育研修	1	52
		応急手当普及員養成研修	2	32
		心肺蘇生法実技研修	2	27
		学校保健安全研修	1	97
		栄養教諭・学校栄養職員研修	3	120
	科学教育研修	小学校理科教材研修	35	243
		小学校理科出張研修	10	94
		科学教育研修	8	115
		小学校理科指導力向上研修	4	119
		小学校理科主任研修	4	81
		中学校理科スキルアップ研修	7	49
		CST 活動研修	4	53
	情報教育研修	ホームページ運用研修	2	21
		いくくるメール研修	2	34
		子どもサポートシステム研修	4	68
		子どもサポートシステム年次更新研修	3	262
		教育用ソフト（キューブ）活用研修	8	46
		教育用ソフト（スカイメニュー）活用研修	4	25
		タブレット活用研修	14	790
		中学校デジタル教科書研修	54	431
	特別研修	特別 研修	堺・教師ゆめ塾	22
堺・学校インターンシップセミナー			4	77
授業等改善相談会「堺・教師プロ塾」			22	173

X 福祉及び利益の保護

1 健康管理事業等

職員が、心身ともに健康で、職務遂行にその能力を十分に発揮できるよう、本市においては、「堺市職員安全衛生管理規則（昭和50年規則第53号）」に基づく安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施等により、職員の健康保持・増進を図っているところです。なお、教職員の健康管理事業等は別で実施しています。

平成30年度に実施した主な事業は、次のとおりです。

(1) 健康診断の実施

生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名		回数（回）	受診者数（人）
一般定期健康診断		1	7,431
特定業務従事者健康診断等	深夜業務従事者健康診断	2	814
	高気圧業務定期健康診断	0	92
	病原体による汚染の著しい業務従事者健康診断	2	12
	電離放射線業務従事者健康診断	0	0
	特定化学物質取扱業務従事者健康診断	2	78
	有機溶剤業務従事者健康診断	2	44
	酸取扱業務従事者健康診断	2	60
	頸肩腕障害等健康診断	1	539
	VDT作業従事者健康診断	1	2,872
その他	胃X線検診	1	491
	子宮がん検診	1	754
	乳がん検診	1	1,099
	骨粗鬆症検診	1	161

(2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等

長時間労働による健康障害防止のため、産業医が、職員に対して面接指導を実施しました。（延べ90人）

(3) メンタルヘルス対策の実施

① 【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、職員を対象にメンタルヘルス研修（セルフケア・ラインによるケア）を実施するとともに、ストレスチェックを行いました。

○ メンタルヘルス研修

区分	対象職員	回数	受講者数
セルフケア	全職員	4回	307人
ラインによるケア	課長級以上の職員	2回	84人
	課長補佐級及び係長級の職員	3回	210人

※ 上記のほか、人材開発課主催の研修の一環として、新規採用職員に対してセルフケア研修を実施しています。

○ ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 の規定に基づき、職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票 57 項目）を実施しました。

受検者数 6,216 人（平成 30 年度）

② 【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

外部機関のメンタルヘルス相談窓口	3 件
庁内メンタルヘルス相談窓口（精神科医師）	32 件
心の健康相談（健康管理スタッフによるケア）	103 件

③ 【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○ 職場復帰のための事前訓練

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合における当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、その治療の一環として職場復帰のための事前訓練を実施しました。 11 件

○ 復職指導

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対して産業医等による面談を実施しています。

精神疾患のみ 15 件

(4) 教職員の健康管理等

① 健康診断の実施

生活習慣病、結核などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名	回数（回）	受診者数（人）
定期健康診断	1	4,494
VDT 作業従事者健康診断	1	154
胃 X 線検診	1	182
子宮がん検診	1	308
乳がん検診	1	480
骨粗鬆症検診	1	152
腰痛検診	1	168

② 長時間労働による健康障害防止のための保健指導

長時間労働による健康障害防止のため、医師が職員に対し健康相談を行いました。（のべ 246 人）

③ メンタルヘルス対策の実施

【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、衛生委員を対象にメンタルヘルス研修を実施しました。（参加者 95 人）

また、安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 の規定に基づき、教

職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票57項目）を実施しました。
（受検者 3,606人）

【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

○外部機関のメンタルヘルス相談窓口（相談数 19件）

【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○職場復帰のための試し出勤

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合において、当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、試し出勤を実施しました。（4件）

○復職支援

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対し、復職支援員による面談を実施しました。（21件）

2 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき療養補償、障害補償等の各種補償を行っています。

	公務災害	通勤災害	合計
平成30年度	90件	24件	114件

※ 教職員を含む

3 福利厚生事業

本市職員の年金制度、健康保険制度などは、大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合で、厚生制度は堺市職員厚生会等で行っています。

(1)大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について

① 負担率

ア 長期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過的長期給付負担金
平成30年度	4月～8月	89.93/1000	89.93/1000	39.0/1000	0.1035/1000
	9月～3月	91.5/1000	91.5/1000	39.0/1000	0.1035/1000

		年金払い退職給付	
		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	4月～3月	7.5/1000	7.5/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過的長期給付負担金
平成30年度	6月	89.93/1000	89.93/1000	39.0/1000	0.1035/1000
	12月	91.50/1000	91.50/1000	39.0/1000	0.1035/1000

		年金払い退職給付	
		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	6月	7.5/1000	7.5/1000
	12月		

※ 公的負担金とは基礎年金の給付に要するもので、経過的長期給付負担金とは平成27年9月以前決定の公務等給付に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

※ 年金払い退職給付は、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から創設されました。

イ 短期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
平成30年度	4月～3月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.05/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（7.1/1000）を含んでいません。

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
平成30年度	4月～3月	43.1/1000	43.1/1000	0.07/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（5.91/1000）を含んでいません。

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
平成30年度	6月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.05/1000
	12月	50.6/1000	50.6/1000	0.2/1000	0.05/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての7.1/1000を含んでいません。

※ 特別財政調整負担金とは各共済組合間の掛金に係る不均衡を調整するためのもので、公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
平成30年度	6月	43.1/1000	43.1/1000	0.07/1000
	12月	43.1/1000	43.1/1000	0.07/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての 5.91/1000 を含んでいません。

※ 公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

ウ 福祉事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	4月～3月	1.6/1000	1.6/1000

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	4月～3月	1.41/1000	1.41/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	6月	1.6/1000	1.6/1000
	12月	1.6/1000	1.6/1000

・公立学校共済組合

		職員掛金率	市負担金率
平成30年度	6月	1.41/1000	1.41/1000
	12月	1.41/1000	1.41/1000

② 平成30年度市負担金決算額

- ・大阪府市町村共済組合 7,515,801,849 円
- ・公立学校共済組合 5,941,033,876 円

③ 事業内容

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

長期給付事業	組合員（職員（以下同様。））が永年勤続して退職したときや在職中の病気やケガがもとで心身に故障が生じた場合、又は死亡したときに年金等を給付する事業
--------	--

	・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・障害手当金 ・遺族厚生年金
短期給付事業	組合員やその家族が病気やケガをしたとき、又は出産や死亡したとき等に必要な費用の一部を給付する事業 ・療養の給付 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金 など
福祉事業	住宅取得などのための資金の貸付、宿泊施設の運営など組合員の福祉を増進するための各種事業 ・貸付事業 ・宿泊施設の運営
保健事業	健康保持増進を目的に行う事業 ・人間ドック ・フィットネス施設の利用補助 など

※被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から厚生年金に統一されました。

(2) 堺市職員厚生会等について

- ・堺市職員厚生会（教職員を除く）

① 負担率

費用負担割合	職員会費：市補助金
平成30年度	1 : 0.7

（会費は月額で職員の給料月額の 5/1000、市補助金は職員の給料月額の 3.5/1000）

② 平成30年度市補助金決算額（全会計）68,857,795 円

③ 事業内容

会員制福利厚生事業	福利厚生代行会社の福利厚生メニュー（各種施設や店舗等を割安な会員価格で利用）の実施
人間ドック等補助事業	人間ドック・脳ドックの受診料の補助
ライフプラン事業	生涯生活設計に関するセミナー等の開催
カフェテリアプラン事業	付与されたポイント内で、宿泊施設やスポーツ施設等の利用助成
給付事業	育児支援金、死亡弔慰金
福利厚生施設	会議室
その他	健康増進事業、職員親睦事業、生命保険・損害保険等の団体取扱い

- ・大阪府教職員互助組合（教職員）

教職員は、一般財団法人大阪府教職員互助組合に特別会員として継続加入しています。
なお、本市の費用負担はありません。

XI 人事委員会報告

人事委員会は、任命権者から独立した中立的かつ専門的な立場から人事行政に関する事務を公正、効率的に処理する機関で、政令指定都市には設置が義務付けられています。

1 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法の規定により、職員の採用は原則として競争試験によるとされているほか、人事委員会の定める職についての職員の採用及び昇任は、選考によることができるとされています。同法及び「堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号）」の規定により、平成30年度に堺市人事委員会が実施した採用等の状況は、次のとおりです。

(1) 採用試験（任命権者に委任しているものを除きます。）

○平成30年6月実施分

試験区分	採用 予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	
大学卒程度	事務【一般枠】	40名程度	759 (473/280)	431 (275/153)	258 (172/84)	223 (144/78)	42 (18/24)
	事務【特別枠】	13名程度	296 (168/127)	157 (85/71)	57 (30/27)	52 (28/24)	15 (5/10)
	土木 (農学・造園を含む。)	15名程度	62 (51/11)	32 (27/5)	25 (22/3)	23 (20/3)	15 (13/2)
	建築	若干名	27 (15/12)	18 (9/9)	15 (7/8)	11 (5/6)	2 (1/1)
	機械	若干名	12 (10/2)	8 (7/1)	7 (7/0)	7 (7/0)	3 (3/0)
	電気	6名程度	19 (18/1)	8 (8/0)	7 (7/0)	7 (7/0)	5 (5/0)
	化学	若干名	30 (25/5)	18 (15/3)	7 (7/0)	7 (7/0)	1 (1/0)
社会福祉	5名程度	66 (34/31)	40 (21/19)	26 (14/12)	25 (14/11)	7 (3/4)	
心理	若干名	19 (5/14)	14 (4/10)	7 (4/3)	6 (3/3)	1 (1/0)	
薬剤師	3名程度	10 (1/9)	8 (1/7)	6 (1/5)	6 (1/5)	4 (1/3)	

※()内は、男性/女性の内訳

※申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合があります。

※大学卒程度（事務【特別枠】）の第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

※大学卒程度（事務【一般枠】）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：87名（43名/44名）、第三次試験受験者数：69名（37名/32名））

○平成30年9月実施分

試験区分	採用 予定 人数	申込者数	第一次 試験 受験者数	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者 数
高校卒程度（事務）	若干 名	87 (47/36)	58 (35/21)	5 (2/2)	4 (-/-)	1
司書	若干 名	58 (7/48)	46 (6/37)	9 (1/8)	9 (1/8)	1
学芸員〈考古学〉	若干 名	38 (20/17)	26 (14/11)	6 (3/2)	4 (-/-)	1
学芸員〈歴史・ 美術工芸品等〉	若干 名	53 (21/32)	39 (19/20)	14 (10/4)	10 (6/4)	2 (1/1)
保健師	5名 程度	78 (3/74)	54 (3/50)	18 (1/17)	16 (1/15)	7 (0/7)
保育教諭	11 名程 度	123 (12/109)	97 (8/88)	40 (6/34)	31 (4/27)	13 (1/12)
身体障害者を対象と した事務	若干 名	10 (6/4)	9 (5/4)	7 (4/3)	7 (4/3)	2 (1/1)
職務経験者（事務）	10 名程 度	895 (614/232)	540 (389/143)	79 (66/11)	74 (61/11)	10 (10/0)
職務経験者（土木）	10 名程 度	103 (99/3)	65 (62/3)	31 (30/1)	28 (27/1)	9 (8/1)
職務経験者（設備）	6名 程度	73 (72/1)	51 (51/0)	30 (30/0)	26 (26/0)	6 (6/0)
職務経験者 （社会福祉）	3名 程度	123 (71/51)	92 (54/37)	24 (16/8)	22 (15/7)	3 (1/2)

※()内は、男性/女性の内訳

※申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合があります。

※第二次試験受験者に「性別を記載していない受験者」を含む場合は、性別の内訳は記載していません。

また、最終合格者数が1名の場合は性別の内訳は記載していません。

※職務経験者（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：26名（20名/6名）、第三次試験受験者数：26名（20名/6名））

○平成30年10月実施分

試験区分	採用予定人数	申込者数	第一次試験 受験者数	最終 合格者数
保育教諭 （任期付職員）	若干名	4 (1/3)	1	1

※()内は、男性/女性の内訳

※全体の人数が1名の場合は、性別の内訳は記載していません。

○平成31年1月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
管理栄養士	若干名	79 (3/76)	36 (0/36)	8 (0/8)	8 (0/8)	1 (0/1)
保育教諭 (任期付職員)	4名 程度	14 (0/14)	10 (0/10)	-	-	7 (0/7)
事務A (任期付短時間勤務職員)	若干名	9 (1/8)	8 (1/7)	7 (1/6)	7 (1/6)	1 (0/1)
事務B (任期付短時間勤務職員)	若干名	3 (0/3)	3 (0/3)	3 (0/3)	3 (0/3)	1 (0/1)
事務C (任期付短時間勤務職員)	7名 程度	23 (3/17)	16 (3/12)	15 (3/11)	14 (2/11)	7
事務D (任期付短時間勤務職員)	5名 程度	16 (9/7)	12 (6/6)	10 (6/4)	9 (5/4)	5 (2/3)
司書 (任期付短時間勤務職員)	8名 程度	29 (6/22)	24 (5/18)	18 (2/15)	17 (2/14)	9

※()内は、男性/女性の内訳

※申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合があります。

※第二次試験受験者に「性別を記載していない受験者」を含む場合は、性別の内訳は記載していません。

※保育教諭（任期付職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

(2) その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人 数
局 長 級	1
課 長 級	2
係 長 級	1
計	4

(3) 昇任選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人 数
局 長 級	4
部 長 級	17
課 長 級	57
計	78

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及

び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

平成 30 年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 平成 30 年 10 月 4 日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

平成 30 年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、平成 30 年 5 月から 6 月にかけて、企業全体の従業員数が 50 人以上、かつ、事業所の従業員数が 50 人以上である 264 事業所を母集団として、そのうちの 86 事業所を無作為に抽出して調査を行った。

(調査完了事業所 72 事業所、調査完了率(注)86.7%)。

(注)抽出した 86 事業所から、事業所規模が対象外の 3 事業所を除く 83 事業所に占める調査完了事業所の割合

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の平成 30 年 4 月分の給与をラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
392,158 円	391,903 円	615 円 (0.16%)

(注 1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注 2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は 42.1 歳、平均勤続年数は 17.7 年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までの 1 年間に支給された特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.46 月分	4.40 月分	0.06 月

(3) 給与の改定等

① 給料表

・近隣の他政令指定都市と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられること及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を重点的に引き上げることが適当

・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。再任用職員の給料月額については、本年の人事院勧告において再任用職員の給料月額の改定が行われたことも踏まえて改定することが適当

[実施時期] 平成 30 年 4 月

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を引き上げる。

(4.40 月分 → 4.45 月分。勤勉手当に配分)

[実施時期] 平成 30 年 12 月

(注) 勧告月数は、国と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定している。

③ 初任給調整手当

人事院勧告を考慮して、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うことが必要である。

[実施時期] 平成30年4月

(4) その他の事項

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにとっては、自らの行動が法令に抵触しないか、公務員としてふさわしい行動であるかなど、勤務時間の内外にかかわらず自らの行動を真摯に見つめ直し、高い倫理観と使命感に基づいた行動をとることが強く求められる。任命権者にとっては、引き続き、あらゆる機会を通じて、服務規律の確保に向けた継続的な取組を行うことにより職員の遵法意識の高揚に努めるとともに、万が一不祥事が発生した場合には、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

イ 多様で有為な人材の確保

「求める人材像」をより明確化し、本市で働くことの魅力が的確に伝わるよう、これまでの取組の効果を検証しつつ、あらゆる機会を通じた効果的な情報発信に努める。また、採用試験のあり方の見直しを進め、多様で有為な人材の確保に取り組んでいく。

ウ 人材育成

組織力を向上させ本市の持続的な発展に結びつくよう、職員一人ひとりの意識改革を促す実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進していただきたい。

エ 女性職員の登用

今後、更に女性活躍を推進するために、女性役職者の増加に向けた取組を引き続き実施し、意欲と能力のある女性職員を、能力主義・実績主義に基づき、あらゆる分野において積極的に登用していくことが望まれる。

オ 人事評価制度

評価者・被評価者に対して制度の理解を深めるための取組を引き続き実施するとともに、評価結果の活用方法について、国や他の地方公共団体の事例も参考にしながら必要な見直しを行うなど、客観的で公正性、透明性が高く、実効性のある制度とすることが望まれる。

カ 高齢期における職員の雇用問題

高齢層職員がその経験と能力を活かし、やりがいをもって活躍できる勤務環境の整備に努めるとともに、定年の引上げについての国の検討内容を注視しながら本市における課題等について議論を進めていく必要がある。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

意識の啓発を引き続き実施し、各職員が日頃から自発的に業務改善を提案することのできるような職場風土の醸成に努められたい。「働き方改革プラン」の目標を達成するために業務の持ち帰りやサービス残業を行うことは、決してあ

ってはならない。職員の健康確保や適正な人員配置が推進されるためにも、時間外勤務の申請が適正に行われているかなど、労働時間の適正管理が求められる。

イ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントを防止するためには、職員一人ひとりが研修やマニュアル等を通じてハラスメントの内容を正しく理解し、ハラスメントについての意識向上を図る必要がある。職員の更なる意識醸成を図るためにも、意識啓発の取組を今後も継続的に実施していただきたい。

ウ 仕事と生活の両立支援

職員が互いに協力しながら、子育てや介護等のための休暇等を取得しやすい職場環境・組織風土づくりを、職員一丸となって進められたい。また、国や他都市において進められているテレワーク等の柔軟な勤務形態、ICTやAI等の活用についても研究を進められたい。

エ メンタルヘルス対策

職員が積極的にストレスチェックを受検するよう更なる勧奨を実施するとともに、集団分析結果が職場環境の改善につながるよう、所属長に対する研修等に努められたい。

③ 臨時・非常勤職員の任用等

臨時・非常勤職員の実態把握を進め、会計年度任用職員制度開始後における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化と適正化を図るとともに、地方公務員法に定める職務給の原則に基づき、従事させる職務内容や職責に応じた勤務条件が整えられるよう、着実に準備を進める必要がある。

(5) 民間給与特別調査等

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査及び民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査を実施した。

① 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関する調査を行った。

② 民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査

・正社員・正職員 30人以上 50人未満の市内民間事業所の給与制度等の状況を把握するため、職種別民間給与実態調査の対象企業となっていない 294 事業所に調査を実施した。

・役職ごとの構成割合が公務とは異なり、同程度の役職・年齢の従業員であっても、給与水準にかなりの開きがあった。

・本調査に基づき、精緻に分析したり、同種・同等の者同士の給与を比較したりするという観点から公民比較を行うには支障があり、これを直ちに活用することは困難である。

・しかしながら、対象規模事業所の給与制度等の状況を広く把握することができた。

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員

会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。

平成 30 年度の、措置の要求の状況は次のとおりです。（根拠法令：地方公務員法第 46 条から第 48 条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認（一部）	請求容認（全部）	計 (b)		
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
計	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況（平成 27 年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。

平成 30 年度の状況は、次のとおりです。（根拠法令：地方公務員法第 49 条から第 51 条の 2 まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	免職	2	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1

転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	3	0	0	0	2	0	0	2	1

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	0	0

(注) 1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものです。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議です。

堺市人事行政の運営等の状況

令和元年12月発行

編集・発行

堺市総務局人事部

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 人事課 072-228-7907 (直通)

労務課 072-228-7407 (直通)

人材開発課 072-228-7194 (直通)

堺市配架資料番号

1-C5-19-0261